

## 越前市文化財保護条例

平成17年10月1日

条例第212号

### (目的)

第1条 この条例は、市の区域内に存する文化財で重要なものを指定し、あわせて文化財全般の保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化の向上に資するとともに郷土文化の進歩に貢献することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第2条第1項各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群をいう。

### (指定)

第3条 越前市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、法及び福井県文化財保護条例(昭和34年福井県条例第39号)によって指定を受けたもの以外の文化財で特に重要と認めるものを越前市指定文化財(以下「市指定文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により指定するときは、あらかじめ指定しようとする文化財(無形文化財を除く。)の所有者及び管理責任者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、無形文化財を指定するときは、その保持者を認定し、当該保持者の同意を得なければならない。

4 第1項の規定により指定するときは、あらかじめ越前市文化財保護委員会の意見を聴かなければならない。

5 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに所有者等又は保持者に通知して行う。

### (解除)

第4条 教育委員会は、市指定文化財がその価値を失った場合その他の事由が生じたときは、その指定又は認定を解除する。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による指定又は認定の解除について準用する。

### (管理義務)

第5条 市指定文化財の所有者等及び保持者は、この条例及びこれに基づく規則並びに教

育委員会の指示又は助言に従って管理しなければならない。

(所有者の変更等)

第6条 市指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者は、旧所有者に交付された指定書を添えて、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定文化財の所有者等又は保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、本人又は相続人は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 市指定文化財の所有者等は、その文化財の一部を滅失し、き損し、又は亡失したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第7条 市指定文化財の所有者等が変更して新たに所有者等となった者は、当該市指定文化財に関し、この条例に定めるすべての権利義務を承継する。

(所在の変更)

第8条 市指定文化財の所有者等は、当該市指定文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめ指定書を添えて、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状の変更、修理の許可及び発掘届の写しの提出)

第9条 市指定文化財の現状を変更し、又は修理しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、勧告を受け、又は第12条の規定による補助金の交付を受けて修理する場合は、この限りでない。

2 法第92条の規定による発掘に関する届出をしたときは、その届書の写しを教育委員会に提出しなければならない。

(環境保全)

第10条 教育委員会は、市指定文化財(無形文化財を除く。)の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

(公開、出品及び報告)

第11条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対し、期間を限って、その文化財の公開又は出品を求めることができる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等に対し市指定文化財(無形文化財を除く。)の現状及び管理の状況について報告を求めることができる。

(補助金の交付及びその返還)

第12条 市は、市指定文化財の管理、復旧及び保存について多額の経費を要し、所有者等又は保持者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、その費用の一部に充てさせるため所有者等又は保持者に対し、補助金を交付することができる。

2 市は、前項の規定により補助金の交付を受けた者がこの条例及びこれに基づく規則に違反したときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(保護委員会の設置)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき越前市文化財保護委員会(以下「保護委員会」という。)を置く。

(保護委員会の組織等)

第14条 保護委員会の委員は、10人以内とし、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 保護委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

4 委員長は、保護委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた委員がその職務を代理する。

(保護委員会の任務)

第15条 保護委員会は、教育委員会の諮問に応じ、これを審議し、これに関する専門的又は技術的事項について答申する。

2 保護委員会は、前項の答申に必要な調査、研究を行う。

(会議の招集等)

第16条 保護委員会の会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 保護委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市文化財保護条例(昭和42年武生市条例第17号)又は今立町文化財保護条例(昭和51年今立町条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(会議の運営の特例)

- 3 この条例の施行後及び保護委員会の委員の任期満了後、最初に行われる保護委員会において委員長が互選されるまでの当該会議の運営は、第14条第4項の規定にかかわらず、教育長が行う。